



札幌市障がい・医療的ケア児保育事業について

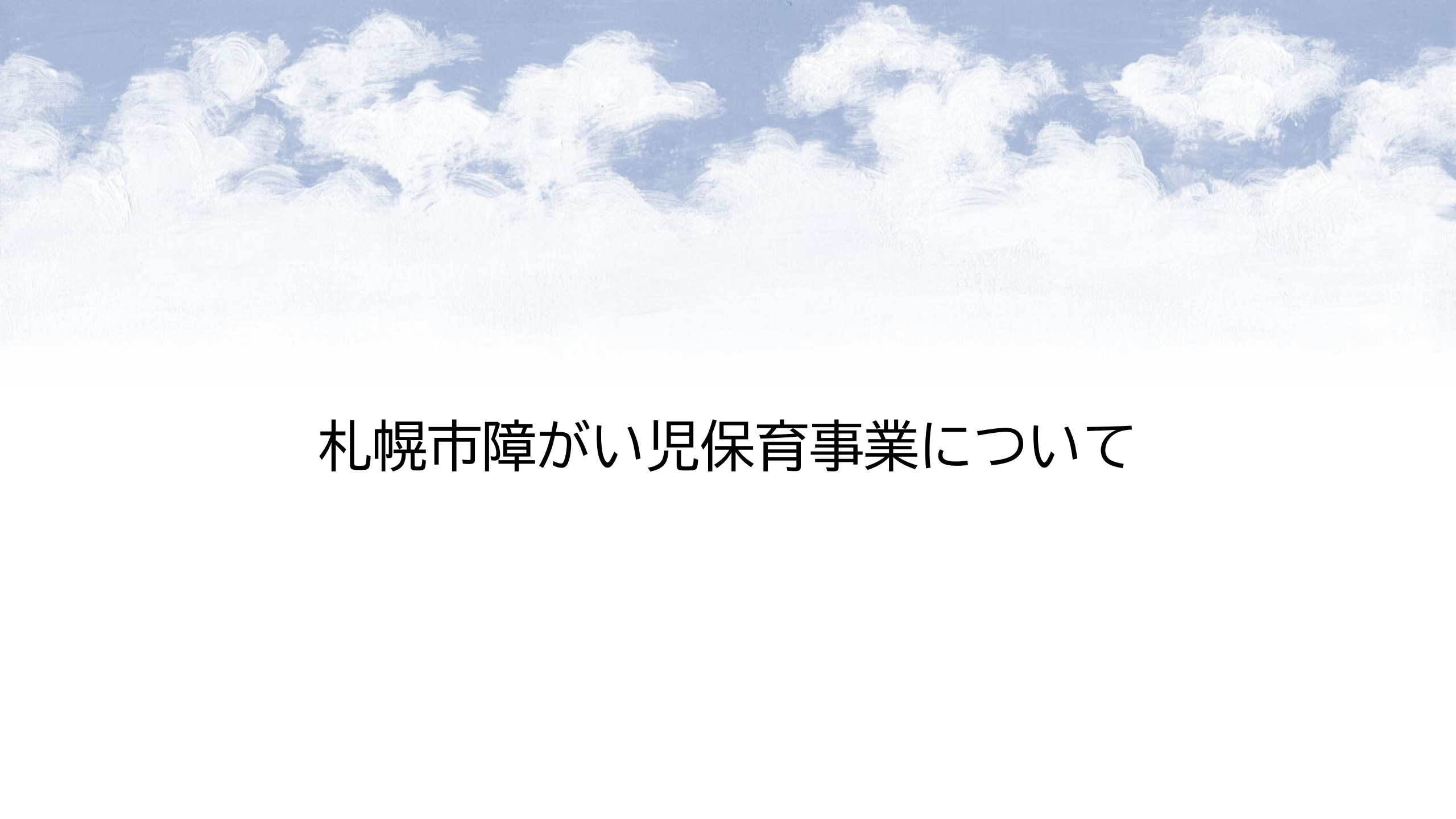
保育推進課指導担当係
保育推進課保育医療担当係

★ 事業対象児童について

障がい児 保育事業	認可保育所	認定こども園 (保育所型)	認定こども園 (幼・保連携 型)	認定こども園 (幼稚園型)	認定こども園 (地方裁量型)	地域型保育 事業
1号	—	△	△	—	△	—
2号	○	○	○	—	○	—
3号	○	○	○	—	○	○
医療的ケア 児保育事業	認可保育所	認定こども園 (保育所型)	認定こども園 (幼・保連携 型)	認定こども園 (幼稚園型)	認定こども園 (地方裁量型)	地域型保育 事業
1号	—	○	○	○	○	—
2号	○	○	○	○	○	—
3号	○	○	○	○	○	○

※ 障がい児保育事業において、学校法人の認定こども園の1号と幼稚園型認定こども園は、補助対象外

※ 障がい児保育事業において△は、**多様な事業者の参入促進・能力活用事業**の対象である認定こども園(**学校法人立の認定こども園を除く**)の1号とする



札幌市障がい児保育事業について



1. 障がい児保育の趣旨

心身に障がいを有する児童を、他の児童とともに集団保育することにより、障がい児の成長発達を促進し、当該児童の福祉の増進を図る。



2. 事業の内容

○ 障がい児保育事業費補助金

障がい児保育実施施設に対し、保育士等の人件費等、障がい児保育事業に要する経費として、児童一人当たり、月ごとに補助を行う。

※ 補助額については、子ども未来局へお問い合わせください。



2. 事業の内容

○障がい児保育巡回指導

障がい児保育実施施設に対し、障がい児の発達過程や障がいの状況に応じた適切な保育が行われるよう、指導担当係において、おおむね年2回程度巡回指導を実施する。

※ 発達が気になる児童の相談にも応じている。



3. 障がい児保育認定基準表

種 類		区 分		
		重度	中度	軽度
身体障がい	視覚・聴覚障がい	身障1級	身障2～3級	身障4～6級
	音声・言語・咀嚼障がい		身障3～4級	
	肢体不自由	身障1級	身障2～4級	身障5～7級
	内部疾患		身障1～2級	身障3～4級
精神(言語)遅滞	療育手帳	A	B	B-
	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定
精神又は身体障がい	特別児童扶養手当		1級 2級	
自閉症スペクトラム ・ADHD等	判定・療育関係機関	重度判定	中度判定	軽度判定



4. 札幌市障がい児保育事業にかかわる判定・療育関係機関

判定・療育関係機関名	所在地	電話
札幌市児童相談所 管轄区(中央・北・東・ 西・南・手稲)	中央区北7条西26丁目1-1	622-8630
札幌市東部児童相談所 管轄区(白石・厚別 豊平・清田)	白石区本郷通3丁目北3-1	863-6290
札幌市発達医療センター	中央区北7条西26丁目	622-8640
氏家記念こどもクリニック	中央区大通東3丁目1-1 トルチュビル3階	281-2811
札幌こころの診療所	中央区南1条東2丁目 6番地 バスビル2号館5階	218-8888
和光メンタルクリニック 札幌宮の森	中央区宮ヶ丘2丁目1-2 ヒルサイドテラス内 郵便局隣	699-5479
札幌医科大学付属病院 小児発達外来	中央区南1条西16丁目291番地	代)611-2111
北海道大学病院 児童思春期精神科外来	北区北14条西5丁目	706-5774
むぎのこ発達クリニック	東区北36条東8丁目1-35 麦の子館 2階	753-6467

判定・療育関係機関名	所在地	電話
こころと発達クリニック えるむの木	東区北25条東3丁目1-37	733-0087
社会福祉法人 榆の会こどもクリニック	厚別区厚別町下野幌49番地	898-3929
たさき子ども相談診療室	厚別区大谷地東4丁目2-20	802-2888
新札幌こども発達クリニック	厚別区厚別中央1条6丁目3-1 ホクノービル4階	893-1511
札幌市 子ども心身医療センター	豊平区平岸4条18丁目1-21 札幌市子ども発達支援総合 センター(ちくたく)内	代)821-9861
ときわこども発達センター	南区常盤3条1丁目6-1	593-8741
しんかメンタルクリニック	西区二十四軒3条1丁目1-18 メディカルスクエア二十四軒 2階	611-8219
北海道立子ども 総合医療・療育センター (コドモックル)	手稲区金山1条1丁目240-6	代)691-5696
札幌病院	小樽市銭函3-298	代)0134-62-5851



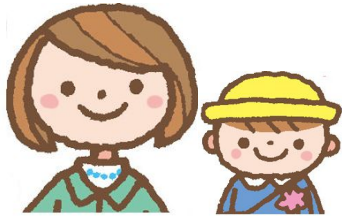
診断書は規定の様式(別表2)があります！！

- ◆ 受診の際には、**別表2 診断書** を受診先へ持参する
- ◆ 初回の診察で診断がつくとは限りません
- ◆ 発行日より6か月を経過した診断書は無効になります
- ◆ 保護者の理解を得てください
 - ※ 成長を促す目的で丁寧なかかわりをするためであることを伝える
 - ※ 保護者のニーズ等に合わせて、福祉サービスの情報提供をする

5. 障がい児保育 認定手続きの流れについて

A: 入所前児童(1号)の場合

児童・保護者



入所申込み

障がいにかかわる手帳、
診断書提出
及び申出

保育施設



申請

B: 入所前児童(2号・3号)の場合

児童・保護者



入所申込・申請



障がいにかかわる手帳、
診断書提出
及び申出

児童の居住区の
健康・子ども課
子ども家庭福祉係

SAPP
RO



障がいにかかわる手帳、
診断書提出



園児・保護者



A: 既利用児童の場合

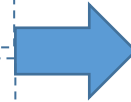
A 入所前1号認定児童
及び
既利用児童の場合



児童・保護者

ア 身体障害者手帳
療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・特別児童扶養手当の証書等
いずれかの写し

イ 別表2診断書若しくは判定書
(札幌市障がい児保育事業にかかわる
判定・療育機関18か所のもの)
・様式1-6 同意書
(児童相談所の場合)



保育施設

◆提出先◆

居住区



健康・子ども課 子ども
も家庭福祉係

申請

- ① 様式1-3 障がい・医療的ケア児保育等(認定・再認定)依頼書
- ② 様式1-2-(1) 行動観察報告書 若しくは
様式1-4-(1) 既利用児童の行動観察報告書
- ③ **ア** 若しくは **イ**

B 入所前2号3号認定児童の場合

児童・保護者



※ 障がいが確定している

● 障がいにかかわる手帳等の所持がある

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・特別児童扶養手当の証書等

● 診断書など

①
入所申込

居住区



各区健康・子ども課
子ども家庭福祉係

② 入所内定後
観察保育を依頼

様式1-1 観察保育実施依頼書

③

日程調整し
観察保育実施

保育施設



提出

様式1-2-(1) 行動観察報告書

④



6. 認定開始日

① 利用(入所)申込み児童 ➡ 入所日

② 既利用(在籍)児童

○ 基本 ➡ 認定に係る全ての書類を区が受理した日

○ 対象児童に支援の必要性があると保育施設が判断し、

”個別指導(支援)計画”を作成して教育・保育を行っている場合は、 計画の
作成月まで遡りを認める。(年度内に限る)



7. 障がい児の個別指導(支援)計画

- ・障がい児保育認定児童については、児童の状況に応じた指導(支援)計画を個別に作成すること。(監査対象)

- ※ 障がい児保育個別指導(支援)計画は、様式に規定はなく、各保育施設の様式を使用する。
- ※ 年間計画ではなく、月別、又は期別のものとする。
- ※ 内容については、目標、子どもの姿、留意点・配慮事項、反省・評価が記載されているものとする。



8. 認定後に変更があった場合について

- ① 障がいにかかわる手帳の更新により程度が変更になった場合
例：療育手帳 B-(軽度) ➡ B(中度)

- ① 様式1-3 障がい・医療的ケア児保育等(認定・再認定)依頼書
- ② 様式1-4 既利用児童の行動観察報告書
- ③ 障がいにかかわる手帳等の写し

- ② 障がいにかかわる手帳の返却等の場合

- ① 様式1-13 障がい児保育認定解除届

- ③ 転園、退所、教育・保育給付認定の変更の場合

◆提出・報告先◆



居住区

健康・子ども課 子ども家庭福祉係

速やかにお知らせください





医療的ケア児保育事業について



1. 医療的ケア児と法律について

医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために、**恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童**のことをいいます。

法律の施行

令和3年6月施行

『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が制定・施行されました。

目的

家族の負担軽減、離職防止、および医療的ケア児の健やかな成長を図り、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指す。

その支援や政策を実施することが、**国・地方公共団体**、および**保育所・学校の設置者等**の責務となりました。



2. 医療的ケア児保育事業の趣旨

事業の目的

「医療的ケア児」に対し、看護師を配置し、集団保育及び医療的ケアを実施することを目的とする。

医療的ケアとは

日常生活において不可欠な、以下の呼吸管理やその他の医療行為をいいます。

- 人工呼吸器による呼吸管理
- 喀痰吸引(かくたんきゅういん)
- その他の医療行為(経管栄養、導尿、酸素吸入など)



3. 医療的ケア児受入れまで：支援体制

① 受入れ決定前（相談・調整）

入所前の「相談・調整」サポート

■ 入所相談へのきめ細かな対応

保護者からの初期相談や具体的な受入れニーズ（病状やケア内容）を市が事前にヒアリングし、園へ橋渡しします。

■ 病院・医療機関等との連携・調整支援

主治医からの「意見書」や「指示書」の内容確認など、専門的な判断が必要な場面でも、市が間に入って調整をバックアップします。

② 受入れ準備期（体制整備）

体制づくりのサポート

■ 準備プロセスへの伴走支援

受入れ整備や、緊急時の個別連絡フロー作成に向けて、具体的なアドバイスと寄り添った支援を行います。

看護師の配置は直接雇用の他、訪問看護ステーションを利用など、医療的ケアの実施状況に応じて検討します。

③ 受入れ開始後（継続フォロー）

保育開始後の 「継続フォロー＆つながり」

■ 保育推進課による「巡回訪問」

市の看護師が定期的に園を訪問。実際の保育場面における安全なケアの実施方法や環境整備について、その場で具体的に助言します。

■ 受入れ園同士の「情報共有ネットワーク」

すでに受入れを行っている保育施設同士が、日頃の悩みや工夫を気軽に共有し解決し合える意見交換会等を開催しています。

医療的ケア児の受入れ相談・検討がありましたら、まずは、**札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課**
[電話：011-211-2985]にご連絡ください。



3. 事業の内容

○ 実施保育施設への助成 (医療的ケア児保育事業費補助金交付)

医療的ケアが必要な児童を受入れるための看護師等の人件費等、備品購入費、災害対策備品整備費等、医療的ケア児保育事業に要する経費として、医療的ケア児保育実施施設に対し、月ごとに補助を行う。

※ 補助額については、子ども未来局へお問い合わせください。



3. 事業の内容

○ 医療的ケア児保育巡回指導

医療的ケア児保育実施施設に対し、医療的ケア児の発達過程や医療的ケアの状況に応じた適切な保育等が行われるよう、札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師派遣業務を活用し、年1回程度巡回指導を実施する。

医師等の専門スタッフから、相談、助言等の支援を受ける。

※札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師派遣業務

医療法人稲生会が札幌市の委託を受け医療的ケアにかかる支援業務を行うもの。



4. 対象児童

- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に 通う
1号認定、2号認定、3号認定の子ども
- 医療的ケア児の要件を満たし、
集団保育が可能な児童





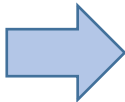
5. 医療的ケア児保育認定

基本

- ・医療的ケア児の要件を満たす
- ・集団保育が可能

- ・主治医意見書
- ・医療的ケア指示書

保育施設は
観察保育を実施
(行動観察報告書
の作成)



結果を報告

各区 保健福祉部長
または
保健担当部長

認定

審査付託



医療的ケア児保育認定審査会

◆審査内容…医療的ケア児保育の対象の
認否及び医療的ケアの内容確認と実施の可
否について

◆構成員…申請内容に応じて選定

- ・子ども未来局子育て支援制度担当部長
- ・区保健福祉担当部長等(医師職)
- ・子ども未来局指導担当課長
- ・子ども未来局保育推進課保育医療担当
係長等(看護師等)

審査通知

